

昭和町子育て支援センター基本計画



令和8年3月

昭和町

目 次

1 はじめに.....	1
1-1 背景と目的.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	1
2 整備に向けた現況と課題の整理.....	2
2-1 子育て支援拠点施設の現状.....	2
2-2 子育て支援事業の現状と今後の利用見込.....	2
2-3 上位・関連計画.....	3
2-4 子育て支援センターに関するニーズ把握.....	6
2-5 敷地条件等.....	8
2-6 事例分析.....	11
3 施設整備の考え方.....	13
4 導入機能.....	14
5 施設計画.....	16
5-1 施設配置イメージ.....	16
5-2 導入機能の配置イメージ.....	19
5-3 構造計画.....	21
5-4 設備計画.....	22
6 事業計画.....	23
6-1 事業の内容.....	23
6-2 事業手法.....	24
6-3 概算事業費.....	26
7 事業スケジュールと今後の課題.....	27
7-1 事業スケジュール.....	27
7-2 今後の課題.....	27

1 はじめに



1-1 背景と目的

本町では、令和6年12月に策定した「昭和町第7次総合計画（前期基本計画）」において、「子育て支援センター」の設置が掲げられており、また、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて令和7年3月に策定された「第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画」においても、子育て支援センターを整備し、乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安全安心な居場所の提供及び、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助の充実を図ることとしています。

本計画は、「子育て支援センター」「ファミリーサポートしょうわ」「地域住民の交流」を基本的な機能とした施設の設置に向けて、これまでの取組経過を踏まえ、有識者や関係団体等により組織される昭和町子育て支援センター建設委員会等における検討により「（仮称）昭和町子育て支援センター（以下「センター」という。）」の整備内容を定めるものです。

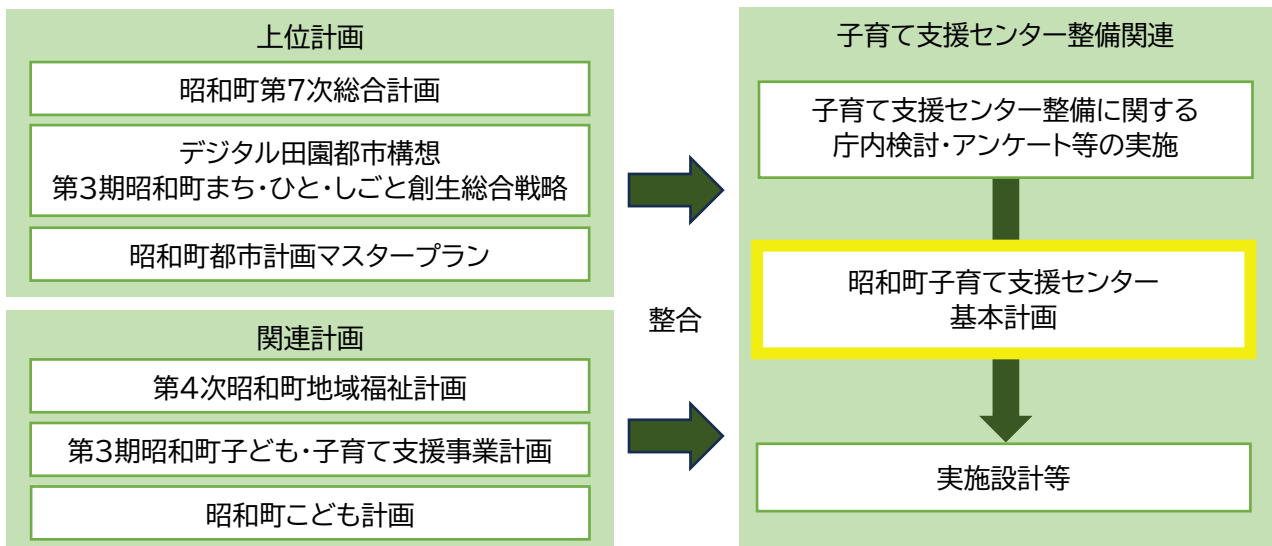
■これまでの取組経過

平成29年	西条地内の旧金融機関を利用した子育て支援センターを計画
平成30年6月	旧金融機関の土地建物権利を取得
平成30年10月	子育て支援センター設計委託
令和元年12月	外壁等にアスベストが使われていることが判明
令和3年8月	アスベスト除去工事完了・旧金融機関を利用した子育て支援センター整備計画を見直し
令和5年9月	旧金融機関を商工振興センターとして活用することとし、整備工事着手 子育て支援センターは公共施設再編検討の中で方針を定めることとする
令和5年度	第3期子ども・子育て支援計画策定に伴うアンケート調査の実施（子育て支援センターに関するニーズ調査）

1-2 計画の位置づけ

本計画は、上位・関連計画との整合を取るとともに、子育て支援センターの整備に関するこれまでの検討内容を具現化するものであり、基本方針や導入機能、施設規模、配置計画等を定め、令和8年度以降に実施設計を進める上での要件として策定します。

■計画の位置づけ



2 整備に向けた現況と課題の整理



2-1 子育て支援拠点施設の現状

現在、町では子育て支援拠点施設を3か所設置しており、いずれもこども園に業務委託する形で運営を行っています。各施設の概要は以下のとおりです。

■町内の子育て支援拠点施設の概要

施設名	ひまわりキッズ (昭和こども園内)	サンサンサークル (押原こども園内)	ながれ星 (げんき夢こども園内)
住所	西条 4185-2	押越 84	河東中島 748-2
対象	就学前で未入園のこどもと保護者		就学前のこどもと保護者
参加費用	1家族 200 円 (保険代、おやつ代、製作費) 6回券 1000 円	1回 200 円 1か月 500 円(何度でも利用可)	無料
実施日時	月～金 9時半～14 時半	月～金 10 時～15 時	月～金 9 時～14 時
定員	午前・午後各 10 組	午前・午後各 10 組	午前・午後各 10 組程度
申込方法	電話	予約サイト 当日予約の場合は電話	電話

2-2 子育て支援事業の現状と今後の利用見込

整備予定の子育て支援センターにおいて実施を予定している支援事業は以下のとおりです。

(1)地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者の交流が促進できる子育て支援拠点を、押原こども園、昭和こども園、げんき夢こども園の町内3園に委託設置し、子育て支援センターとして実施しています。本計画において整備するセンターの設置により、地域子育て支援拠点事業の一層の充実を図ります。

第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画において、地域子育て支援拠点事業の今後の利用見込みは以下のように示されています。

■今後の利用見込

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用人数の想定	6,157	6,157	9,727	9,649	9,581

令和7年、8年は利用実績をもとにした見込み量。令和9年度以降は、町直営の「子育て支援センター」開設による利用増及び0～6歳児の人口推計をもとに見込み量(延べ人数)を算出。

■(参考)既存子育て支援拠点の利用実績(人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6,498	3,873	3,644	3,743	5,815	7,436

(2)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

未就学児のこれまでの利用実績は以下のとおりです。

■ファミリー・サポート・センター 未就学児の利用実績(人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
349	200	130	234	246	194

2-3 上位・関連計画

上位・関連計画の概要を以下に整理します。

(1)昭和町第7次総合計画 前期基本計画(令和6年4月)

まちづくりの目標	未来への魅力あふれる昭和町 一暮らしやすさ一番を目指してー
本計画と関連する施策等	<p>第1章 支えあう健やかな町を目指す</p> <p>第1節 健やかな暮らしを支える保健・医療の充実</p> <p>1 ライフステージに応じた保健事業の充実</p> <p>(1)母子保健の推進</p> <p>①子育ての孤立化への対策 ②子どもの疾患等の早期発見、重症化予防及び事故予防</p> <p>③子ども自己肯定感の育成及び親子関係の醸成</p> <p>第2節 次代を担う子育ての支援</p> <p>1 保育の充実</p> <p>(1)保育サービスの充実</p> <p>③ファミリーサポート事業の推進</p> <p>2 子育て支援体制の充実</p> <p>(1)子育て支援ネットワークの充実</p> <p>①子育て支援ネットワーク強化 ②児童虐待の防止</p> <p>③支援拠点整備 ④外国人の子ども等への支援強化</p> <p>(2)子育て意識の普及・啓発</p> <p>①子育てに関する情報の発信</p> <p>(3)子育てしやすい地域環境の整備</p> <p>①子どもの安全な遊び場の提供 ③子育て施設整備の推進</p> <p>第4節 地域力の強化による安定した暮らしの各府雄</p> <p>2 生活福祉と社会保障の推進</p> <p>(1)ひとり親家庭福祉の充実</p> <p>①ひとり親家庭の状況把握 ②ひとり親家庭への相談体制の充実</p> <p>③ひとり親家庭の自立支援</p> <p>第2章 豊かな心と文化を育む町を目指す</p> <p>第3節 子どもたちへの教育の充実</p> <p>1 就学前教育の充実</p> <p>(1)就学前教育体制の充実</p> <p>①家庭教育の支援</p> <p>(2)幼児教育や相談・指導の充実</p> <p>①相談支援体制の強化</p>

(2) デジタル田園都市構想第3期昭和町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和7年3月)

まちづくりの目標	未来への魅力あふれる昭和町 一暮らしやすさ一番を目指してー
計画の4つの柱	1. 出産・子育てのしやすいまちをつくる 2. 住みたいまち、住み続けたいまちをつくる 3. だれもが魅力的と思えるまちをつくる 4. みんなが安心して働けるまちをつくる
本計画と関連する施策等	1. 出産・子育てのしやすいまちをつくる ①子ども・子育て支援の拡充 ○母子支援の充実 ○保育所等と連携した保育ニーズへの対応 ○子育て支援ネットワーク強化 ○子育てに関する情報の発信 等 ②子どもたちへの教育の充実 ○家庭教育の支援 ○相談支援体制の強化 等

(3) 昭和町都市計画マスタープラン(平成30年3月)

町の将来像	活力と魅力を育む交流都市
まちづくりの目標	■人が集まる活力あるまちづくり ■安心して心豊かに暮らせるまちづくり ■固有の自然や文化を受け継ぐまちづくり ■交流を育む協働のまちづくり
将来都市構造の方針	コンパクトで一体感のある集約型の都市構造を目指します
本計画と関連する施策等	分野別まちづくり方針(4)福祉のまちづくり方針 2)福祉・健康の環境づくりの推進 ・児童館の設備の充実、子育て支援センターの設置、地域との連携による「コミュニティスクール」の充実、ファミリーサポート事業の有効活用など、「昭和町こども・子育て支援計画」に基づく子育て環境の充実を図ります。

(4) 昭和町第4次地域福祉計画(令和5年3月)

基本理念	みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らせる昭和町
基本方針	1 協働の人づくり 2 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり 3 参加しやすい仕組みづくり 4 安心して地域で暮らせる環境づくり
本計画と関連する施策等	【基本方針2ー基本施策2】子どもと育つ地域づくり ①育児支援 ②身体と心の健康づくり ③青少年の育成支援 ④障がいのある子どもたちへの支援 ⑤ひとり親家庭への支援 ⑥児童虐待防止への対応

(5)第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画(令和7年3月)

基本理念	子どもが、親が、地域が育てる、子育て支援のまち 昭和町
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの幸せを最も尊重していきます。 2 家庭の教育力の向上と次の代の親づくりを行っていきます。 3 すべての子どもとその家族を地域社会全体で支援します。 4 利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供します。 5 地域の資源と特性を生かし地域内の協働による子育てを実施します。
本計画と関連する施策等	<ol style="list-style-type: none"> 6 地域子ども・子育て支援事業 <p>(4)地域子育て支援拠点事業</p> <p>町では「子育て支援センター」を整備し、乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心安全な居場所を提供します。センターでは、保育士や保健師を配置し、発達等が気になる親子の支援など、新たな子育て支援の充実を図ります。</p>

(6)昭和町こども計画(令和8年3月)

基本理念	<昭和町がめざすこどもまんなか社会の姿> すべてのこどもが自分らしく輝けるまち
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもの権利を尊重し、こども優先の社会づくり 2 安心して子育てができる社会づくり 3 こどもが健やかに成長できる社会づくり 4 こどもが安心して暮らせる社会づくり 5 仕事と子育てが両立できる社会づくり
本計画と関連する施策等	<p>【2 安心して子育てができる社会づくり 基本方針2—基本施策(1)地域の子育て支援拠点・交流の場の整備】</p> <p>本町では、子育て支援センターの整備や地域子育て支援拠点や児童館などを活用し、保護者とこどもが交流できる機会を提供します。これにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者同士のつながりを広げるとともに、子育てに関する情報や相談を身近に受けられる環境を整えます。</p> <p>【4 こどもが安心して暮らせる社会づくり 基本方針2—多様性を尊重し、誰一人取り残さない子育て支援を行います】</p> <p>・地域子育て支援拠点事業</p> <p>こどもの遊び場と保護者が交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行い、安心して子育てができる子育て支援センターを整備します。</p>

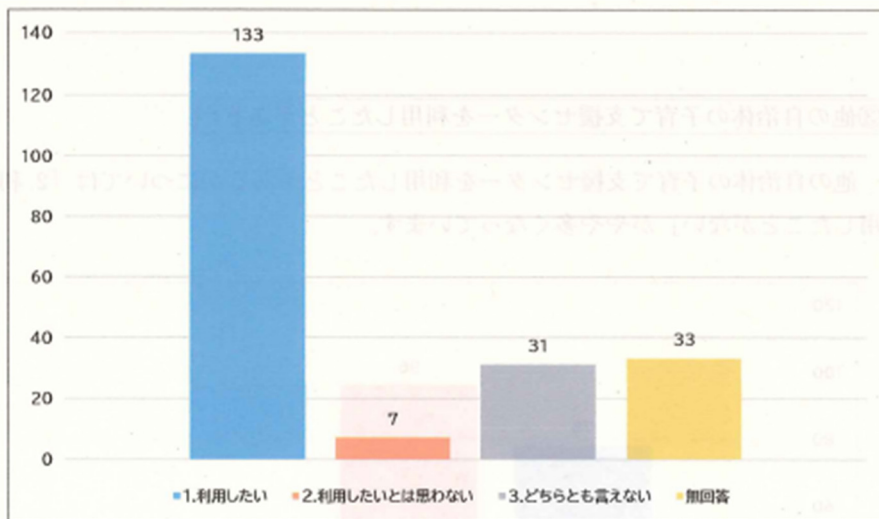
2-4 子育て支援センターに関するニーズ把握

本町では、2023(令和5)年度に第3期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施し、子育て支援センターに関するニーズ把握を行いました。本計画では、以下の内容を参考として検討を行います。

(1)子育て支援センターに関するニーズ(アンケート調査抜粋)

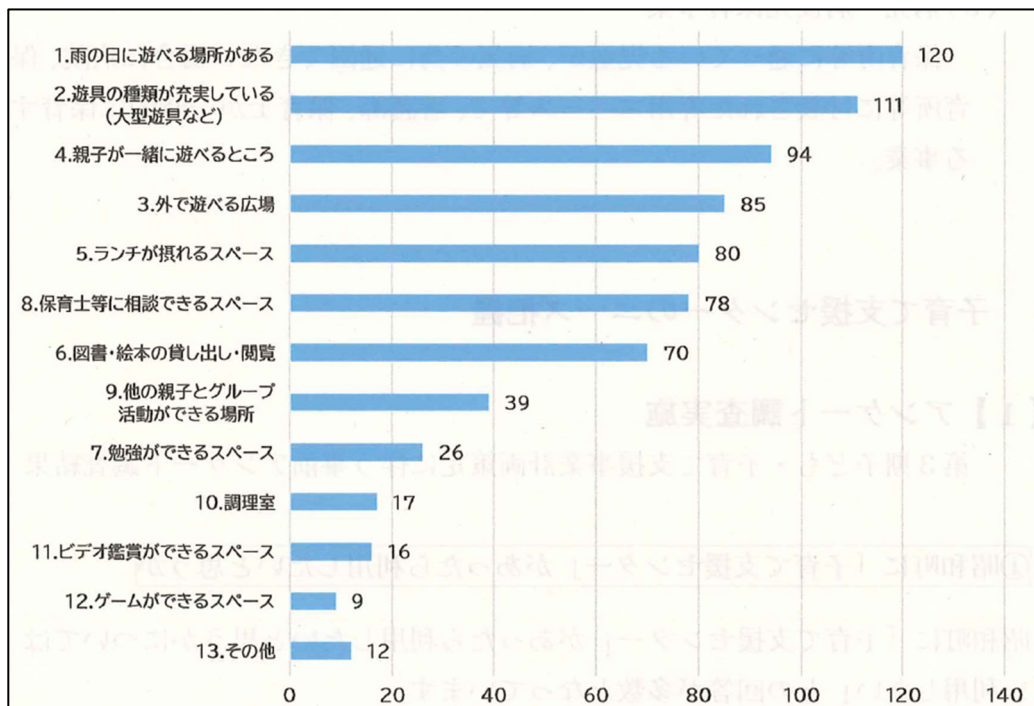
①子育て支援センターがあったら利用したいか

・「利用したい」が65.1%を占めた。



②子育て支援センターにあると良い機能

・「1.雨の日に遊べる場所がある」「2.遊具の種類が充実している(大型遊具など)」の回答が多くなっている。



③その他要望(自由記述まとめ)

【設置要望】

- ・乳幼児親子が気軽に集まれる支援センターをつかってほしい。現在ある支援拠点だけでは不十分。
- ・既存施設はそのまま残してほしい。

【利用料金】

- ・町民と町外の利用者の料金が一律なのは不公平に感じる。
- ・町内在住者は無料または定額にしてほしい。

【利用時間帯・曜日の拡充】

- ・午後や夕方、土日祝日の利用ができると良い。
- ・土日は混雑が予想されるので、必要に応じて予約制や人数調整をしてほしい。

【予約等の利用環境】

- ・予約制だと希望日に利用できないことが多い。常連が予約を占めてしまう状況がある。
- ・町民優先の予約枠をつかってほしい。
- ・ネット（Web サイト・SNS など）で予約や空き状況を確認できる仕組みがあると良い。
- ・時間制限があると負担であるため、出入りを自由にできるようにしてほしい。

【遊び場・設備の充実】

- ・室内で体を動かせる大型遊具や広いスペースがほしい。
- ・年齢に応じて空間を分けられる施設が良い。
- ・授乳室・お昼ごはんを食べられるスペースがあると良い。

【一時預かり・産前産後の支援】

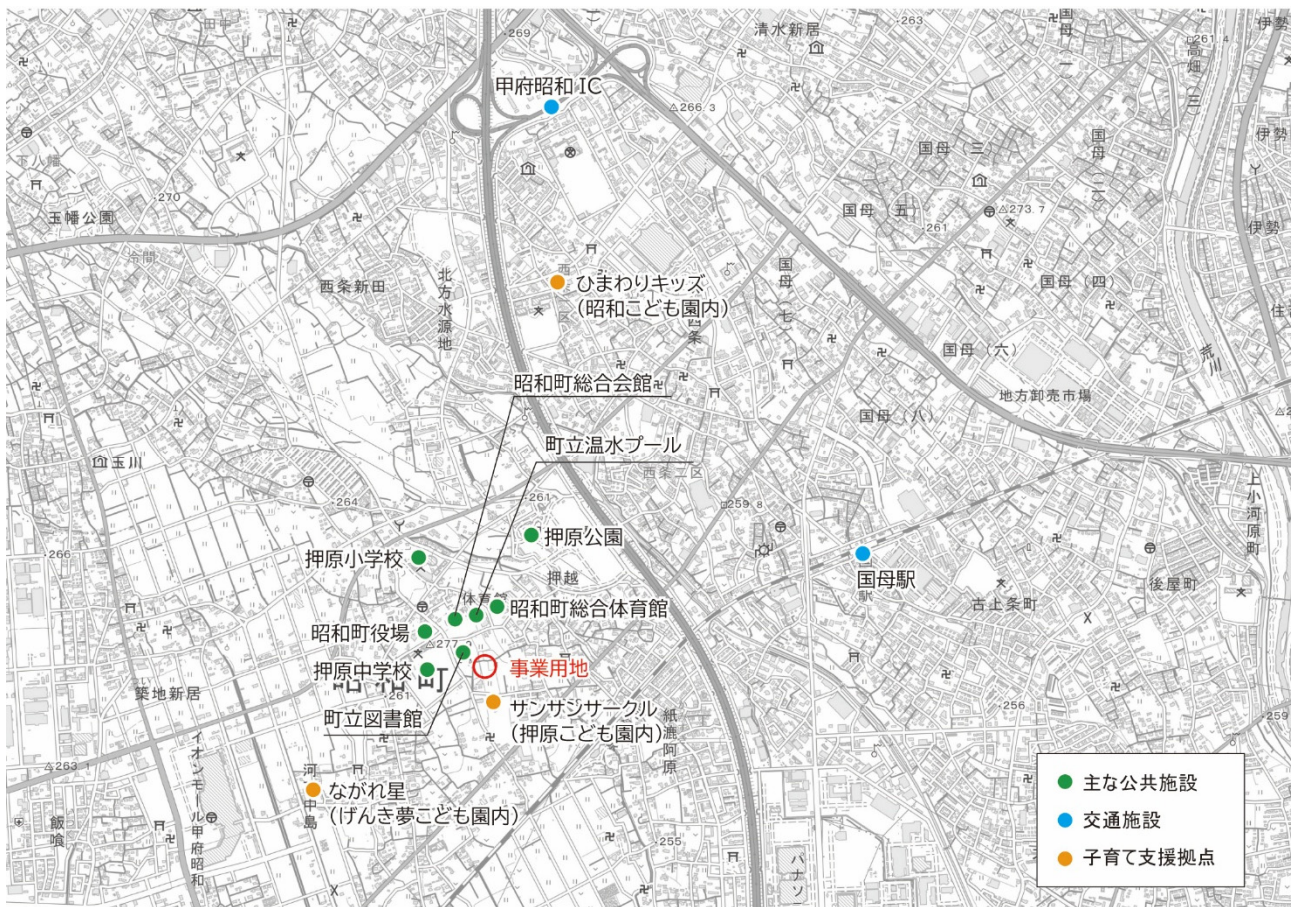
- ・一時預かり、病児保育、産前産後ケアを充実してほしい。
- ・育休中の孤立感を防ぐため、保育士などと相談できる場があると良い。
- ・保育士などが親と関わり、相談しやすい雰囲気があると良い。

2-5 敷地条件等

(1)事業用地の選定

事業用地については、上位計画である昭和町都市計画マスタープランにおいて「行政機能の集約化」をうたっており、また既存の子育て支援拠点の拠点的な施設であることから町役場周辺において検討を行い、以下の用地を選定しました。

所在地	昭和町押越(昭和町立図書館東側)
敷地面積	約 4,670 m ²

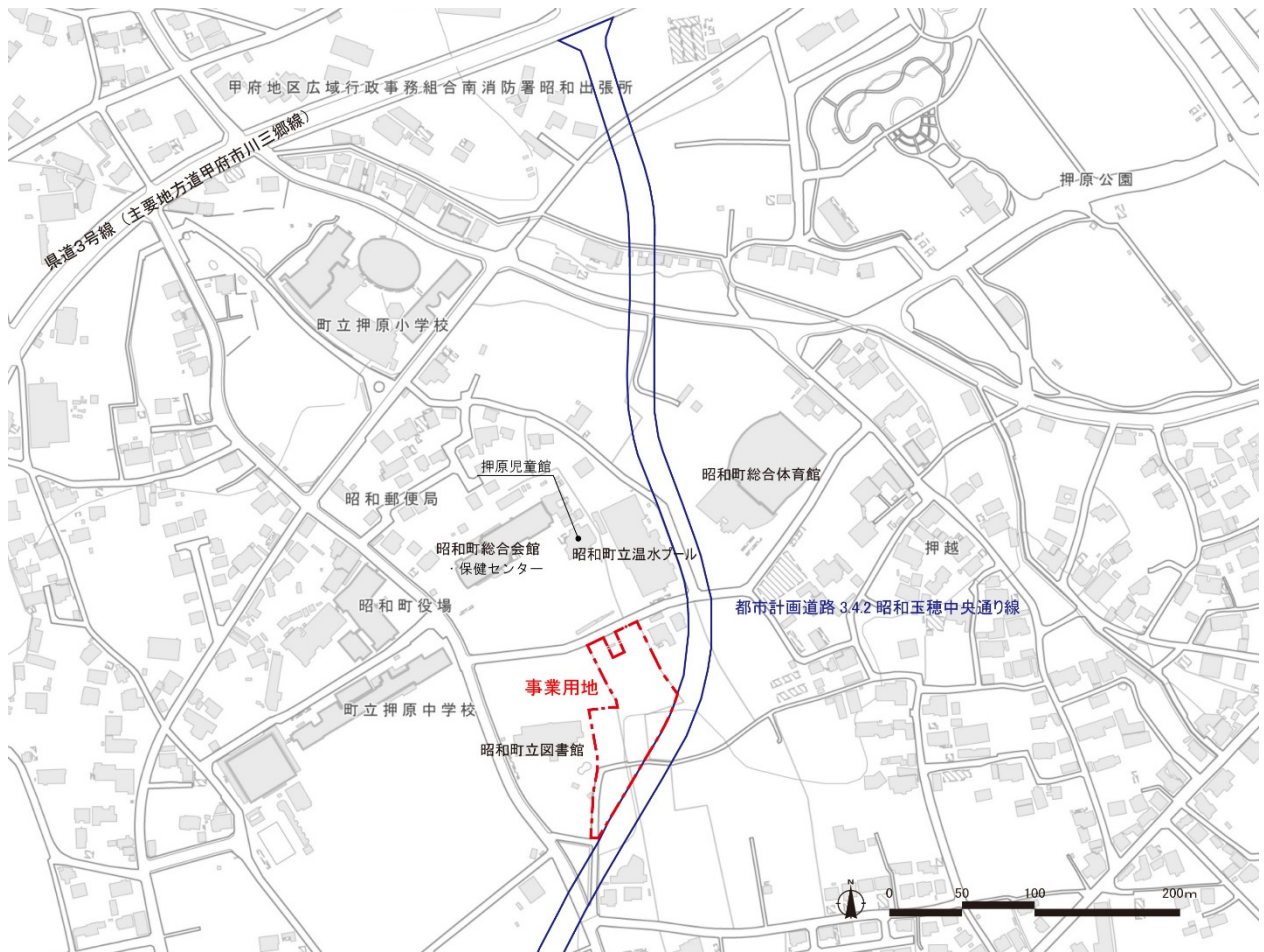


地理院地図(電子国土Web)を編集・加工して作成

(2) 周辺の状況

事業用地は、非常に緩やかな傾斜の扇状地に位置し、隣接する町立図書館と若干の高低差があるものの、ほぼ平坦地となっています。周辺には昭和町役場、昭和町総合会館、押原小学校、押原中学校、昭和町立温水プール、昭和町総合体育館、昭和町立図書館等の公共施設が集まっています。

東側は現在は農地となっていますが、県道3号線（主要地方道甲府市川三郷線）と交差する形で都市計画道路3.4.27 昭和玉穂中央通り線（幅員 16m）が計画されており、センターへの主要アクセス路となることが想定されます。西側は昭和町総合会館の駐車場及び昭和町立図書館と隣接しています。昭和町立図書館の庭園は老朽化が進んでおり、センターと一体となった改修・再整備を行うことも考えられます。



地理院地図(電子国土 Web)を編集・加工して作成



事業用地の現況

(3)法令等の整理

事業用地に関連する法令等の条件を以下に整理します。

■法令等の条件

法令	該当する内容等
都市計画法 昭和町開発行為等の許可 基準に関する条例	甲府都市計画区域の市街化調整区域に位置するが、昭和町開発行為等の許可基準に関する条例において、一定の条件を満たした場合に宅地開発が認められている。
農地法	農業振興地域内だが、農用地指定はされていない。
昭和町宅地開発指導要綱	市街化調整区域内の予定建築物等は、住居の環境を保護するため想定用途地域等の制限がかけられており、事業用地は第2種中高層住居専用区域内に建築できる建築物で、以下の基準が設定されている。 ・建ぺい率 60%以下 ・容積率 200%以下 ・建築物等の高さの最高限度 13m
水防法	事業用地は昭和町洪水ハザードマップ(2024年3月)において、想定最大規模の降雨で一部が最大 1.0m程度の浸水深となることが想定されている。
文化財保護法	事業用地周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地はない。

2-6 事例分析

子育て支援センター整備の検討を行うにあたり、県内の子育て支援センターの参考事例についての情報を整理しました。

■事例1 北杜市つどいの広場「はっぴいたんたん」

所在地	北杜市高根町（北杜市保健センター内）
対象	0歳～3歳(4歳になった年度末まで)とその保護者 市民以外でも利用可(市民以外では、甲府市・甲斐市・韮崎市等の近隣市町村や里帰り中のこども・保護者が利用している)
開館日時	月～土曜日 10:00～15:00
利用料金	無料
定員	なし
申込方法	・事前予約等は不要。初めて利用する際に利用者登録を行う ・イベント時は人数把握のため予約が必要な場合もある。電話または施設利用時に事前申込
職員構成	常駐のアドバイザー2名・代替アドバイザー4名 事務職を含め8名を任用中。イベント時もアドバイザー2名で対応可能
居室構成	多目的室(遊具を設置)、子ども支援室(事務室・食事スペース・倉庫・授乳室)、 トイレ、相談室等は保健センター内のものを使用
運営方法	直営
その他	・平日は少ない時で3～4組程度、イベント時は20組程度の利用があるが、利用者が溢れかえるような状況はない。 ・健診やイベント時に多目的室を利用するため可動式の遊具を採用している。 ・イベントは大人が楽しみ一息つけるものも含め、週1～2回実施している。



北杜市保健センター



多目的室



食育指導コーナー



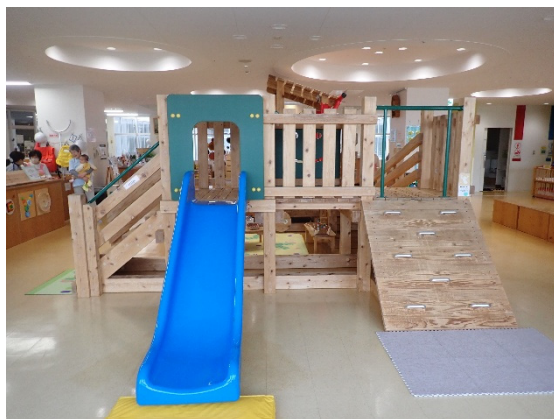
ほくともりっこパーク

■事例2 蕪崎市子育て支援センター「にら☆ちび」

所在地	蕪崎市若宮（蕪崎市民交流センターニコリ内）
対象	0～6歳(未就学児)とそのきょうだい及び保護者・妊婦とそのパートナー 市民以外でも利用可
開館日時	火～日曜日・祝日 9:00～17:00
利用料金	市民：無料 市民以外：1世帯1日 100 円または入館パスポート 1000 円(発行日から1年間利用可)
定員	なし
予約方法	・事前予約等は不要 ・イベントは予約が必要(会員登録が必要) ・市民は市民以外の利用者より1週間早くイベント予約を行うことができる
職員構成	子育て支援員、利用者支援専門員、保育士、事務職等。 スタッフが5名いれば平日・土日・イベント時間問わず対応できている。 ボランティアスタッフ、学生インターン、中学生以上のボランティアもいる。
居室構成	ニコリ3階に約 600 m ² の子育てひろば(イベントスペース、遊具スペース、トイレ、授乳室、一時預かり室、スタッフルーム等)、2階に約 130 m ² のイベントスペースを設けている。
運営方法	指定管理者制（指定管理者：NPO 法人子育て支援センターちびっこはうす）
その他	・同じ時間帯に最大 10 組程度の利用がある。Instagram で混雑状況を発信することで、利用者が混雑時の利用を避けるようにしている。滞在時間に制限はないが、平日は最大でも4時間程度の人が多い。 ・保護者のつながりをつくるためのイベント(パパの日、双子・三つ子の日、県外出身者の日など)を実施している。



イベントスペース



県産材を使った大型遊具



ちびっこ手洗い場・おむつ替えコーナー



情報コーナー

3 施設整備の考え方



本町は、町域に中山間地域がなく、交通利便性や生活利便性が高いことから、県外からの移住者も多く、県内一の人口増加率を誇っています。一方で、合計特殊出生率は低下に転じており、将来的には人口が減少することが見込まれています。

全国的な課題でもある少子高齢化に歯止めをかけるためには、出産や子育てをしやすい環境を整え、地域全体で子どもたちを育む仕組みづくりが必要です。核家族化が進み、子育てに不安を感じる保護者の増加も指摘されていることから、今後一層の子育て支援に取り組んでいく必要があります。

今回整備を行う子育て支援センターにおいては、保護者にとって重要な人とのつながりをつくり、「孤立させない子育て」を実現します。また、子どもにとっても、他者とのかかわりのなかで社会性を育み、広いスペースで体を動かし好奇心や想像力を育てる場をつくることで、未来への魅力あふれるまちづくりの一助となるセンターを目指します。

■目指すべき姿と整備方針

いつでも誰でも来られる、開かれた交流の場

- ▶ 利用日時・予約枠の拡充
- ▶ 雨の日や猛暑でも遊べる空間の整備
- ▶ インクルーシブな空間づくり
- ▶ 幅広い利用者への支援(障がい者や多言語への対応)
- ▶ 子どもを中心とした多世代交流の場づくり

孤立を防ぎ、子育て負担を軽減する相談の場

- ▶ 妊娠・出産・子育ての相談を担うワンストップ窓口の設置
- ▶ 保護者が心身ともにリフレッシュできる仕組みづくり
- ▶ こども園・ファミサポとの連携による子育ての負担軽減
- ▶ 人とのつながりをつくるイベントの実施

こどもの好奇心や想像力を育む、多様な遊びと学びの場

- ▶ 体を動かせる大型遊具や広い空間の整備
- ▶ 五感をつかった遊びの創出
- ▶ 図書館等の周辺施設との連携

子どもと保護者が安心して心地よく利用できる場

- ▶ オープンな空間／クローズな空間の整備
- ▶ 死角をつくらない遊び場空間の整備
- ▶ 遊具等の安全性への配慮
- ▶ 明るく、木のぬくもりが感じられる空間の整備

主にハード面に関する方針／主にソフト面に関する方針

4 導入機能



整備方針に基づき、センターの導入機能を以下のように設定します。

■子育て支援センター

室名	規模	機能・考え方
事務室	45 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 施設の出入口付近に配置します。 子育て支援センター職員及びファミサポ事務局の利用を想定します。
プレイルーム	400 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に入って遊べる屋内遊戯スペースを配置します。 室内遊具は可動式のものを中心とし、イベント時等は遊具を動かして大きな空間を確保します。 日当たりの良い明るい空間を確保する一方、夏季の暑さにも配慮した採光・照明計画を行います。 以下のようにゾーン分けを行い、低めの家具や可動式の間仕切りで空間を緩やかに区切ります。 ①0～2歳児ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 概ね3歳未満の乳幼児及び保護者が遊び、交流できるスペースを想定します。 床はクッション性のある素材とし、小型遊具の設置なども想定します。 ②3～5歳児ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 概ね3～5歳の幼児がみんなで遊び、交流できるスペースを想定します。 床材はクッション性のある素材とし、おもちゃが収納できる棚の設置やお絵描きができる壁の設置なども想定します。 ③全年齢交流ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 自由に身体を動かして遊べる屋内広場スペースを想定します。 床や壁は衝突や転倒に配慮した仕様を想定し、安全な距離を確保した上での遊具設置なども想定します。 ④絵本ゾーン <ul style="list-style-type: none"> じっくりと絵本にふれられるスペースを想定します。 絵本だけではなく、子育てに関する本の設置なども想定します。
交流スペース	80 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の交流の場として設置し、飲食も可能なスペースとします。 飲料・お菓子・おむつ等の自動販売機や軽食の販売スペースの設置を検討します。 プレイルームに隣接し、一体としても利用できるスペースとします。 子育てに関連した情報や、保護者向けの求人情報等が掲示できるスペースの設置を検討します。
多目的室	40 m ² ×2 室	<ul style="list-style-type: none"> 可動式の間仕切りにより柔軟なスペース活用が可能な工夫を想定します。 保護者のサークル活動の拠点や、セミナー・イベント等での利用を想定します。 一室は子育て支援拠点室としての利用も行います。
相談室(洋室)	30 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 専門知識を持つ職員に育児や子育ての相談を行うスペースを想定します。 相談者のプライバシー確保に配慮した位置に配置します。 子育て支援拠点室としての利用も行います。
相談室(和室)	30 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 静養室としての利用も想定し、和室の相談室を設置します。 ファミサポの一時預かり等での利用も想定します。
トイレ	40 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 男女別トイレ、多目的トイレを設置します。
こども用トイレ・こども用シャワー	20 m ²	<ul style="list-style-type: none"> プレイルームからアクセスしやすい場所にこども用トイレ・こども用シャワーを設置します。 小便器は2歳から3歳児向けと4歳から5歳児向け、大便器は1歳から2歳向けと3歳から5歳向けでの設置なども想定します。 外遊び後の足洗いや、体が汚れた場合にシャワーができるスペースを園庭の近くに設置します。

室名		規模	機能・考え方
ベビーケア コーナー	授乳室	10 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の授乳を行うスペースを設置します。 ・哺乳瓶の洗浄や調乳用の給湯設備の設置なども想定します。 ・おむつ替えも行えるよう、ベビーベッド等の設置も行います。 ・利用者が安心して利用できるよう、鍵のかかる設えとします。
	おむつ替え コーナー	10 m ² ×2室	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児のおむつ替えを行うスペースを設置します。 ・ベビー用ベッドやおむつ用ごみ箱、手洗いスペースの設置なども想定します。 ・男性の利用も想定されるため、授乳室とは別の空間を確保します。
洗濯・給湯室		20 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内で発生した洗い物の対応が可能なスペースを確保します。
職員休憩室		15 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から離れたところで職員が休憩できるスペースを設置します。
更衣室		15 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の更衣室を設置します。
倉庫・書庫		50 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・備品などの収納スペースを設置します。 ・あわせて各種記録などを保管する書庫も確保します。
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・玄関、廊下等のスペースを想定しています。
計		約 1,000 m ²	

■外構

施設名	規模	機能・考え方
園庭	320 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊具や砂場を設置し、プレイルーム利用者がそのまま屋外に出て遊ぶことのできるスペースを想定します。 ・屋外遊具については、こどもの特性や障害の有無などにかかわらず一緒に遊ぶことのできるインクルーシブ遊具の採用を検討します。 ・一部にウッドデッキを設置し、足洗い場を設ける等、屋外へのアクセスがしやすい設えを検討します。 ・高さのあるフェンスを設置し、利用者の安全性やプライバシー、動物の出入り等に配慮します。 ・フェンスは網状のメッシュフェンス等、採光にも配慮します。また、可動式のシェードや熱くなりにくい遊具等、夏季も午前中等の暑くない時間は利用できるよう検討を行います。
アプローチ	400 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場からセンター入口をつなぐ空間として、舗装や植栽を行います。 ・将来的には町立図書館へスムーズにアクセスできる設えを検討します。
バックヤード	300 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・北側駐車場からセンターの通用口に向かう場所に設置します。 ・荷物の搬入や、必要に応じて屋外への倉庫の設置等を行える場所として想定しています。
駐車場(北側) 利用者及び職員 用	900 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・センター利用者及び職員用の駐車スペースを設置します。 ・1区画 2.8m×5.0m程度の余裕を持った駐車スペースとし、普通車 25 台程度の駐車を想定しています。
駐車場(南側) 利用者用	1,360 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・センター利用者の駐車スペースを設置します。 ・1区画 2.8m×5.0m程度の余裕を持った駐車スペースとし、普通車 30 台(うち車いす使用者用駐車スペース 2台)程度の駐車を想定しています。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建物の庇部分、その他のスペースを想定しています。
計	約 3,670 m ²	

■その他(防災に関する機能の設置)

整備対象地周辺は、災害時に災害対策本部となる町役場をはじめ、指定避難所となる小学校、中学校、総合会館等の公共施設が多く立地しています。そのため、災害時における周辺の公共施設の機能維持を支えるものとして、防災に関する機能の整備を検討します。

5 施設計画



5-1 施設配置イメージ

(1)配置の考え方

- ・主要アクセスは整備予定の都市計画道路からの出入りを想定します。
- ・町立図書館との連携を考慮し、建物は敷地中央に配置します。
- ・駐車場はベビーカーや荷物の出し入れ、こどもの安全性を考慮し、余裕を持ったスペースの確保と配置を検討します。
- ・建物を配置する敷地中央部分は、洪水ハザードマップにおいて想定最大規模の降雨で0.5m未満の浸水想定区域に含まれています。実施設計においては、建物内の居室が床上浸水しないよう敷地造成や建物の床高等の検討を行います。

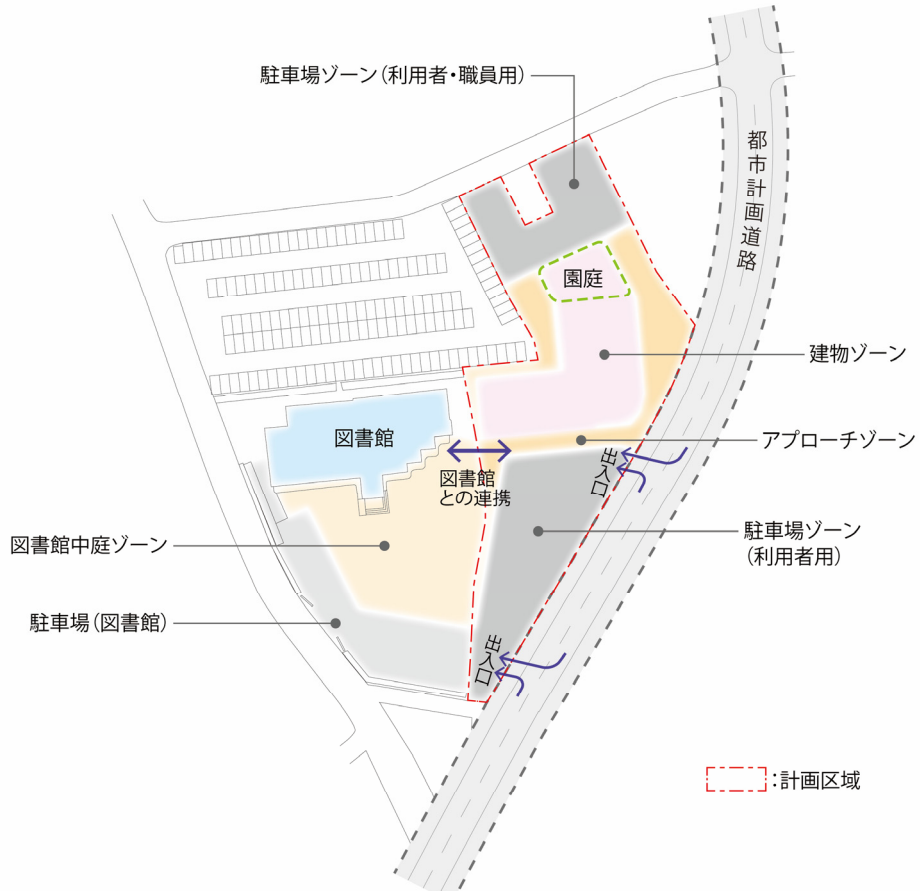
(2)ゾーニングのイメージ

- ・敷地内のゾーニングのパターンを次のページに示し、各案の比較検討を以下の表に示します。
- ・今後、それぞれのメリット・デメリットを考慮の上、適切な配置を行います。

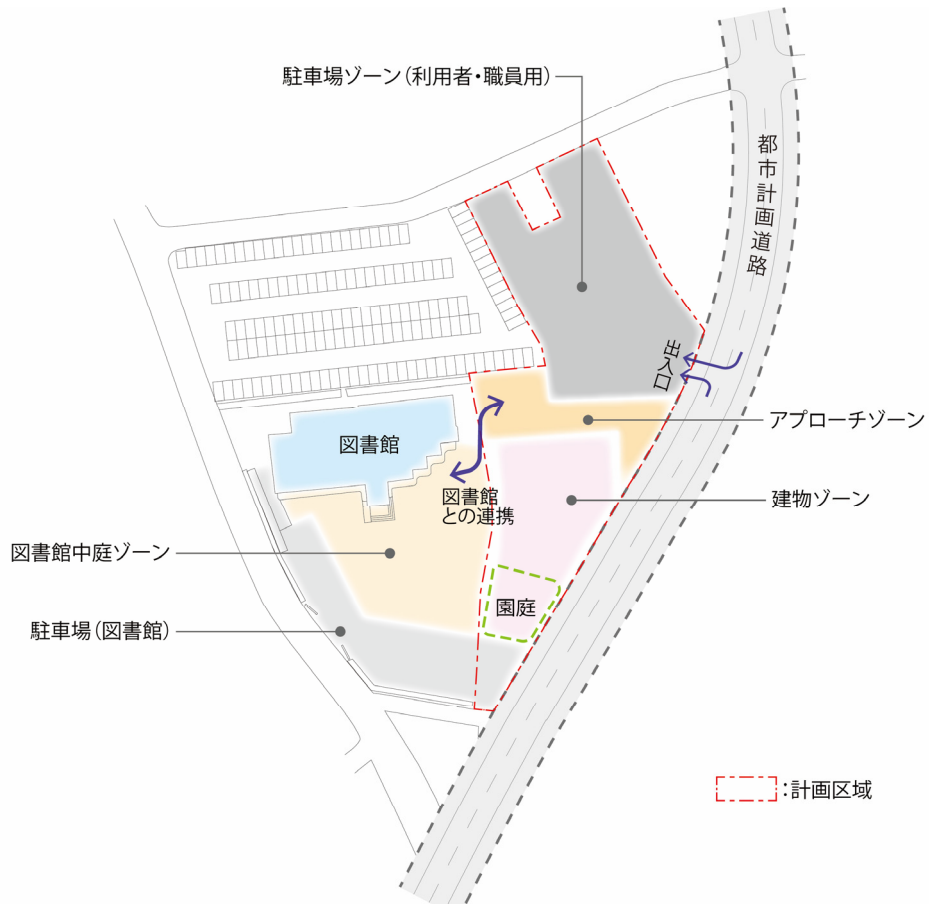
■ゾーニングの比較検討

	A案	B案
特徴	<ul style="list-style-type: none">・駐車場を南北2箇所に分散して配置し、メインの駐車場を南側とする。・建物入口をメイン駐車場に面し、また町立図書館と同じ南側に配置する。・夏季の暑さに配慮し、園庭を建物の北側に配置する。	<ul style="list-style-type: none">・駐車場を北側に集約して配置し、利用者と職員の共用とする。・建物入口を駐車場に面した北側に配置する。・日当たりの良さを考慮し、園庭を建物の南側に配置する。
メリット・デメリット	<ul style="list-style-type: none">○建物の入口が図書館と並んで配置できるため、連携が取りやすい。△園庭は B 案と比較すると日当たりは良くないが、夏季の暑さを感じにくい。×駐車場が2箇所に分散しているため、利用者が多い場合等に使いづらい。	<ul style="list-style-type: none">○駐車場が1箇所に集約されているため使いやすい。△園庭の日当たりは良いが、A案と比較すると夏季の暑さを感じやすい。×建物の入口が図書館と反対側となるため、連携が取りづらい。

■ゾーニング(A案)



■ゾーニング(B案)



(3) 施設配置イメージ

ここでは、(1)において示したゾーニングのうち、A案について詳細な配置イメージを示します。今後、ゾーニングの考え方も含めた検討を実施設計において行います。



5-2 導入機能の配置イメージ

(1)配置の考え方

- ・敷地形状に合わせ、空間を有効に利用できるような配置とします。
- ・遊びや交流を行う広くオープンな空間（交流ゾーン）と、相談室や授乳室・更衣室などのクローズな空間（専用機能ゾーン）を分けて配置します。
- ・配置にあたっては、車いすやベビーカーの利用を想定するなど、バリアフリーに配慮した誰もが利用しやすい施設整備を検討します。
- ・屋外からのアクセスや雨の日の利用、図書館との連携を想定し、玄関に広い庇やベビーカー置き場等を設けます。

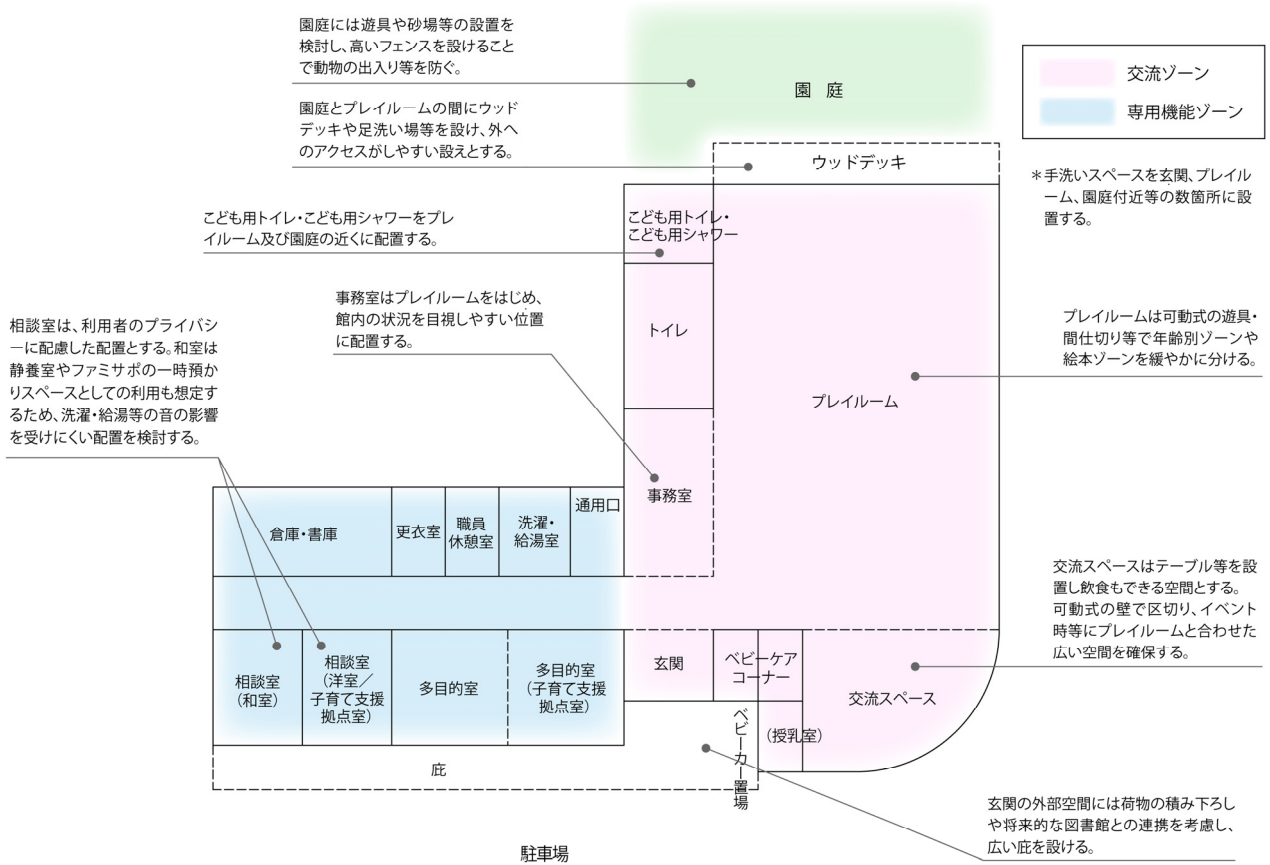
(2)室内の配置イメージ

- ・施設内の配置イメージのパターンを次のページに示し、各案の比較検討を以下の表に示します。
- ・配置イメージは p.17 に示したゾーニング案のうちA案における建物内の配置を想定していますが、今後、実施設計においてB案も含めた詳細な検討を行い、利用者ニーズに基づいた最適な配置を検討します。

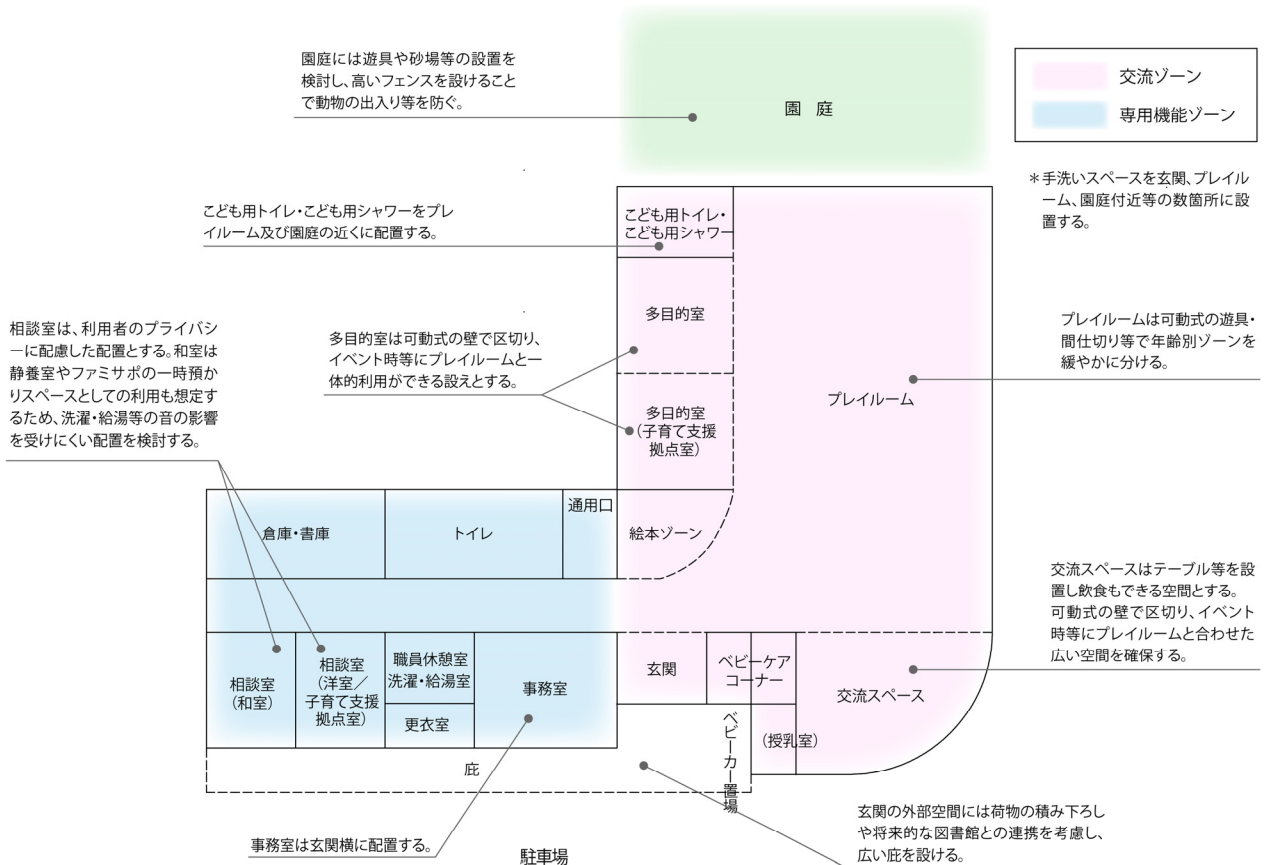
■配置イメージの比較検討

	A-1 案	A-2 案
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイルームの一角に事務室及びトイレを配置する。 ・プレイルームと園庭との間にウッドデッキを配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイルームの一角に可動式の壁を設け、多目的室を2室配置する。 ・玄関から入った正面に絵本ゾーンを配置する。
メリット・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○事務室から玄関とプレイルームの両方が視認できるため、職員が受付と見守りを同時に行うことができる。 ×B 案に比較するとイベント時等に確保できる面積は小さくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務室と職員休憩室、相談室をまとめて配置するため、休憩や専用機能ゾーンへのアクセスがしやすい。 ×事務室からプレイルームが視認できないため、プレイルーム開放中は常に職員の配置が必要となる。

■室内の配置イメージ(A-1 案)



■室内の配置イメージ(A-2 案)



5-3 構造計画

(1) 基本的な考え方

センターの構造計画にあたっては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年、国土交通省)」に示される以下の耐震安全性の分類のうち、構造体についてはⅠ類(学校施設等と同等)、建築非構造部材についてはB類、建築設備については乙類の目標を達成できるよう設計及び施工を行うこととします。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(2) 構造種別の選定

建築物の構造は、以下に示す各構造の特徴を考慮し、耐震性及び耐久性に優れた鉄筋コンクリート造を採用することとします。ただし、広い空間が必要なプレイルーム等において、一部鉄骨造での建設を検討します。

構造種別	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
主な特徴	施工コストが低く、温かみのある雰囲気や調湿効果等のメリットがある一方、防音・耐震・耐火等の性能は低い	耐火・耐震・遮音等の性能に優れるが、建築コストが高く、固い地盤が必要	重量鉄骨は耐震性・耐久性に優れる。少ない柱で構造を支えられるため広い空間の確保が可能
耐震性能	水平方向への振動等が伝わりやすい	高い	水平方向への振動等が伝わりやすい
法定耐用年数(「園舎」の場合)	22年	47年	19~38年
防音性能	低い(ただし防音材等により高くすることができる)	高い	素材や施工により高くすることができる(重量鉄骨や防音材の使用)
建設コスト・解体コスト	比較的安い(構造条件により高くなる場合もある)	比較的高い	比較的安い(ただし鋼材の需給状況により変動)
ランニングコスト	比較的高い	比較的安い	比較的高い
工期	短い	長い	短い

5-4 設備計画

設備計画の検討にあたっては、昭和町環境基本計画（令和4年度中間見直し）における基本施策の一つである「公共施設におけるクリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及促進」を推進するとともに、以下の考え方に基づいた計画を行います。

(1)各種設備の整備方針

①電気設備

太陽光発電やLED照明の採用等、環境に配慮した技術や省エネルギーを推進する技術を取り入れた設備を検討します。

②給排水衛生設備

効率的でメンテナンスのしやすい設備とし、節水等に配慮した設備を検討します。

③空調換気設備

体温調節の困難なこどもに配慮するとともに、感染症予防のため換気を十分に行える設備や個別空調方式等を検討します。

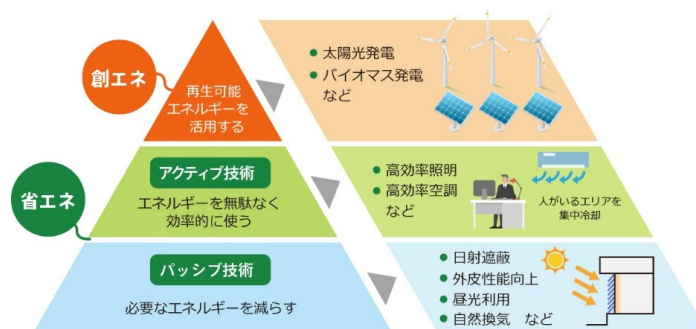
(2)ZEB化の検討

センターの建設にあたり、建物のZEB化を検討します。

①ZEBの定義

ZEBとは、Net Zero Energy Buildingの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことです。

断熱・換気性能の向上等により必要なエネルギーを減らし、高効率な照明・空調等によりエネルギーを無駄なく効率的に使うことに加え、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用することでZEBを実現することが可能となります。



出典：環境省 HP ZEB PORTAL(ゼブ・ポータル)

②ZEBのメリット

ZEBによる省エネルギー化のメリットは、光熱費削減、快適性・生産性の向上、建物の不動産価値の向上に加え、災害等の非常時に必要なエネルギー需要の削減による事業継続性の向上等があります。

③ZEBの種類

ZEBには、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、「ZEB」(省エネ+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量削減)、「Nearly ZEB」(省エネ+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量削減)、「ZEB Ready」(省エネで50%以上の一次エネルギー消費量削減)、「ZEB Oriented」(延べ面積10,000㎡以上で用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し、更なる省エネに向けた未評価技術を導入)の4段階が定義されています。センターの整備にあたっては、最適な規模での導入を検討します。

6 事業計画



6-1 事業の内容

(1) 基本的な考え方

- ・プレイルームは予約なしで利用できるようにし、イベントは事前予約制とします。
- ・プレイルームの利用人数が集中しないよう、SNS等を用いて随時利用状況の発信を行います。
- ・相談事業等も基本的には予約制とする一方で、子育てにストレスを抱える保護者の抛りどころとなるよう、職員が随時相談に乗ることのできる体制づくりを行います。
- ・点字サインや聴覚障害者に向けた音声支援、多言語または「やさしい日本語」での対応等、より幅広い利用者が利用できる仕組みを検討します。

(2) 開館日時・料金(案)

- ・平日及び土日のどちらかを開館日とすることを検討します。
- ・開館時間は、管理運営手法の検討の中で、利用者ニーズを踏まえ適切な時間を設定します。
- ・プレイルームの利用料金は、町民は無料とし、町民以外は有料とします。
- ・イベントは無料もしくは内容に応じて参加料金の設定を行います。

(3) 実施事業・プログラムのイメージ

① 子育て支援センター事業

- ・プレイルームの開放
- ・イベントの実施（週1～2回程度）

■ イベントの実施内容(案)

- 親子講座
- 月齢が近い子どもと保護者の交流会
- 楽しく運動できるプログラム(リズム遊び、バレエストレッチ等)
- ものづくりを兼ねた交流会(季節の工作等)
- 保護者同士の交流会
- 保護者のリフレッシュプログラム(ヨガやストレッチ、リラクゼーションセッション等)
- 町立図書館スタッフによる絵本の読み聞かせ
- 地域の高齢者による昔あそび教室
- 地域の中学生・高校生による子育てボランティア体験
- 子育て世代の就労に向けた勉強会・セミナー 等

② 相談事業

- ・親子の健康相談、栄養指導等（保育士・保健師の配置）
- ・子育て世代への情報提供
- ・育児サポート講座
- ・発達に遅れがある子どもへのサポートやプログラム、ワークショップ等の開催

③ ファミリー・サポート・センター事業

- ・ファミサポ事務局（依頼会員及び援助会員の調整）
- ・プレイルームや相談室での一時預かり
- ・その他イベント等の実施

6-2 事業手法

(1) 基本的な考え方

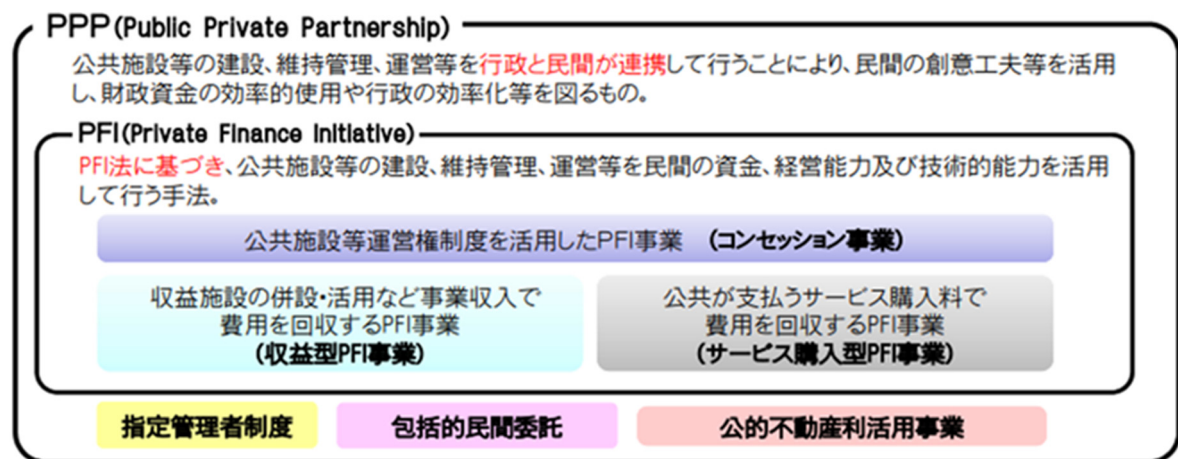
- ・昭和町公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）では、維持管理費の削減と利用者サービスの向上の両立を図るため、PPP（PFIや指定管理者制度等の民間活力の導入）を検討することとしています。
- ・想定される事業手法のメリット・デメリットを検討した上で、センターの規模や町の状況に合ったものを選択します。

■PPP

Public Private Partnership の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る考え方。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI など、様々な方式があります。

■PFI

Private Finance Initiative の略で、PPP の考え方に基づく官民連携の手法の一つ。PFI 法に基づき、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。



出典：国土交通省 HP PPP/PFI(官民連携)

(2)想定される事業手法

想定される事業手法の概要及びメリット・デメリットを以下に整理します。

行政コストの削減及びサービスの質の向上の観点から、必要に応じた民間活力の導入が望ましいと考えられる一方、民間事業者の参画にあたっては採算の面からある程度の施設規模や集客が必要となります。また、事業を実施するにあたっては、町及び町民の意向を反映しやすく、早期着手が可能となる手法が適していることから、センターの整備においては または の事業手法を採用することとします。

■想定される事業手法の比較検討

手法	概要	メリット	デメリット
①従来方式 +直営	設計・施工を分離して民間事業者が発注し、整備後の運営は町が直接行う。	<ul style="list-style-type: none"> 整備・運営段階において町の意向を反映しやすい。 町での実施実績が豊富な手法であり、事務的な負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の手法と比較すると、施設整備及び運営手法選定によるコスト削減は期待できない。
②従来方式 +指定管理	設計・施工を分離して民間事業者が発注し、整備後の運営は民間事業者に管理権限を委任する。	<ul style="list-style-type: none"> 整備・運営段階において町の意向を反映しやすい。 運営段階において一定のコスト削減及びサービス向上が期待できる。 町での実施実績が豊富な手法であり、事務的な負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の手法と比較すると、施設整備手法選定によるコスト削減は期待できない。 運営期間が3～5年と短期であり、長期的な視点での事業運営が難しい。
③DB方式 +指定管理	民間事業者に施設の設計・建設を一括して発注する手法。整備後の運営は民間事業者に管理権限を委任する。	<ul style="list-style-type: none"> 整備・運営段階において一定のコスト削減及びサービス向上が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備と管理運営は別々に事業者を選定するため、管理運営の視点を施設整備に反映することが難しい。 運営期間が3～5年と短期であり、長期的な視点での事業運営が難しい。
④DBO方式	民間事業者に施設の設計・建設に加え、維持管理・運営も一括発注を行う。PFI法に基づくSPC(特別目的会社)を設立する場合もある。	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な運営が可能。 整備・運営段階において一定のコスト削減及びサービス向上が期待できる。 一括発注となるため、管理運営の視点を施設整備に反映することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期契約となるため、ニーズ等の変化に対して柔軟な対応が難しくなる可能性がある。 PFI法に則り、また準じた事業者選定手続きを行う場合は一定の時間を要する。
⑤BTO方式 (PFI手法)	PFI法に基づき、建設・維持管理・運営等に民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して事業を実施する。SPCを設立し、SPCが設計・管理運営等を民間事業者に委託する。	<ul style="list-style-type: none"> 整備・運営段階において一定のコスト削減及びサービス向上が期待できる。 設計・建設から運営までをSPCが一貫して行うため、管理運営の視点を施設整備に反映することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> PFI法に則った事業者の選定手続きが必要となり、一定の時間を要する。 SPCの設立・運営に係るコスト、民間事業者による資金調達コストがかかる。

*DB方式:Design Buildの略。設計施工一括発注方式(維持管理等は別発注)。

*DBO方式:Design Build Operationの略。設計施工・維持管理等一括発注方式。

*BTO方式:Build Transfer Operateの略。事業者が設計施工し、所有権を公共に移転した後、維持管理運営を行う。

6-3 概算事業費

本計画に示した内容を基に、以下のとおり概算事業費の算出を行いました。

概算事業費は現時点での想定であり、今後、地質調査や測量、実施設計等を経て変更となる可能性があります。

■概算事業費

整備内容	主な施設	金額(千円)
用地取得	約 4,310 m ²	130,000
建築物	延床面積 1,000 m ² (平屋 RC 造)	600,000
備品	室内遊具、什器、その他備品	40,000
外構	敷地造成、設備 (給排水、電気)、舗装、遊具 (園庭)	150,000
その他委託	用地測量、建築設計、土木設計、工事監理	60,000
	合計	980,000

* 建築物は建築工事、外構は土木工事とし、諸経費及び消費税相当額を含んだ金額。

7 事業スケジュールと今後の課題



7-1 事業スケジュール

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
補助金申請の手続き等			
用地取得			
測量・地質調査			
実施設計			
造成工事			
建設工事			
その他 管理運営手法の検討等			

供
用
開
始

7-2 今後の課題

(1) 住民及び関係者の合意形成・用地取得等

子育て支援センターは地域に密着した施設であることから、利用者である子育て世代や関係する団体等の合意形成が不可欠です。令和7年度に実施した建設委員会やパブリックコメントでの意見聴取に加え、引き続き建設委員会等による意見を反映しながら事業を進めるものとします。

また、整備対象地には民有地が含まれることから、用地取得に向けた合意形成や手続きを進めていく必要があります。

(2) 事業化に向けた手続き

① 補助金・交付金の活用

整備にあたっては、国等の補助金・交付金を活用し、町の財政負担を軽減しつつ質の高い整備が行えるよう検討を行うものとします。

② 開発許可申請等の手続き

開発許可申請や建築確認申請等が必要となることから、整備の各段階において適切な手続きを遅滞なく進める必要があります。

(3) 管理運営手法の検討、指定管理者選定等

供用開始に向けては、測量・実施設計・工事等のハード整備を進めるとともに、管理運営手法の検討を並行して行い、指定管理者制度を導入する場合には指定管理者の選定等の手続きを遅滞なく進める必要があります。



昭和町子育て支援センター基本計画 2026(令和8)年3月

発行:昭和町

編集:昭和町子育て支援課

山梨県中巨摩郡昭和町押越 616(総合会館内)

TEL: 055-267-5255

協力:株式会社ブレイズ
